

# 民生委員・児童委員名簿

任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日

氏名	担当区域	氏名	担当区域	氏名	担当区域	
<b>江田島地区</b>						
佐々木光子	中央	中郷 黒小由紀子	中町	鹿川 尾登	深江	
長谷川俊司		宮山・長石1.2.3		中本 誠一		新開・須の元
調整中		長石上・中・下		瀧口 明		向井・中（一部）
調整中		沖前・沖後・黒張住宅		調整中		余防
小森 幹雄		向側 水本みえ子		沖本 幹子		峯ヶ迫・郷・東沖（一部）
横手まゆみ		向側 川霜 彩子		山元 斎雄		水畑・西沖（一部）
問芝久美子		矢ノ浦 木戸 里司		山下里美子		泉崎・大坪・横島・浜ノ内
梶本 典子		山田 上田 恭子		胡子 和子		高名津・堀
加川有紀子		鷺部 片平 優子		調整中		大又・薬師・横尾・馬場・山内
真崎 和恵		鷺部 宇根 民子		上田 博隆		峯・坪の鼻・平船・堂塚・寺の下
上向井泰子	鷺部 古居美恵子	山岡 敏紀	平田・河内・大原坊地・新河内			
小松 義昭	江南 高林 美枝	調整中	東沖（平田山を含む）			
調整中	江南 竹下 幸子	調整中	西沖・畑田			
新本 孝子	秋月 向井 秀則	調整中	久保田			
谷口 正己	秋月 間所 秋枝	調整中	東			
脇本 苗枝	小用 山西千代子	調整中	横走・泉			
中下 勇	小用 木葉 良子	調整中	南・西（一部）			
算本富美子	小用	調整中	北			
花野 榮子	小用 槌家 和子	調整中	西・北（一部）			
土手 光洋	切串 水戸佳代子	調整中	東常道			
島本てる子	切串 川尻 博文	調整中	港（一部）・中郷			
岡野 恭子	切串 船谷 七草	調整中	阿浜・楠田・北迫（一部）			
板垣 慈潤	切串 水口 順子	調整中	北迫			
岡村美佐子	大須・幸ノ浦 三浦マリ子	調整中	胡子			
杉本 敏久	津久茂 久保河内克彦	調整中	柿浦坊地			
調整中	宮ノ原 空久保 貢	調整中	下岡（一部）・西常道・港（一部）			
三島 信枝	宮ノ原 調整中	調整中	港・下岡・清水			
芝 保子	宮ノ原 濱岡 正子	調整中	内海			
<b>能美地区</b>						
江濱 禮子	鹿川	主任児童委員 花崎 直子	岡大王	是長 是長県道より上	飛渡瀬	
京峰イツミ		主任児童委員 米田 健二		是長 是長県道より下		末中 友博
小滝 強		花崎 直子		是長 是長県道より上		出海 照征
川上あけみ		花崎 直子		是長 是長県道より下		堀尾 正子
鎌田 哲彰		花崎 直子		是長 是長県道より上		調整中
室元 文雄		花崎 直子		是長 是長県道より下		調整中
米原 弘子		花崎 直子		是長 是長県道より上		調整中
		花崎 直子		是長 是長県道より下		調整中
		花崎 直子		是長 是長県道より上		調整中
		花崎 直子		是長 是長県道より下		調整中
<b>大柿地区</b>						
	深江	中郷・鬼崎・原 沖井 敬子	大柿全域	中・浜（一部）	大柿全域	
		荒神・榑守・西浜・大矢 樋上 梢		大附・二反田（一部）・空（一部）		
		前浜・中浜 石崎 好江		二反田・空（一部）		

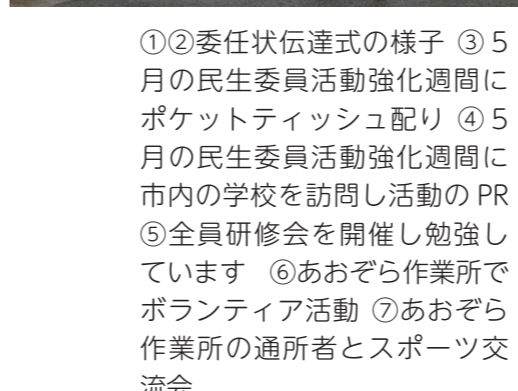
民生委員の連絡先などのお問い合わせや、委員不在地区に住んでいる方は、社会福祉課 ☎ 0823-43-1638 までご連絡ください。

地域を見守る。

# 民生委員・児童委員の改選が行われました

☎ 社会福祉課 ☎ 0823-43-1638

広島県民協マスコットキャラクター「ミンジー」



①②委任状伝達式の様子 ③5月の民生委員活動強化週間にポケットティッシュ配り ④5月の民生委員活動強化週間に市内の学校を訪問し活動のPR ⑤全員研修会を開催し勉強しています ⑥あおぞら作業所でボランティア活動 ⑦あおぞら作業所の通所者とスポーツ交流会

3 年に一度、全国一斉に行われる民生委員・児童委員の改選に伴い、12月5日（月）、市役所本庁において「江田島市民生委員児童委員感謝状及び委嘱状伝達式」が行われました。11月で退任された17人の方に感謝状を伝達し、新たに13人、継続される73人の委員、合わせて86人の方が委嘱されました。市では、江田島地区、能美地区、沖美地区、大柿地区の4つの地区民生委員児童委員協議会があり、それぞれの地域で活動しています。民生委員・児童委員は、地域の皆さんの身近な相談役として介護や子育ての相談、一人暮らしの高齢者などの見守り、行政や関係機関との連携など地域福祉活動に取り組んでいます。その中には、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員も活動しています。民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアで、地域の身近な相談役です。民生委員・児童委員には、守秘義務があり、相談内容を他の人に漏らすことはありません。なお現在、委員不在の地区があります。委員不在地区に住んでいる方は社会福祉課までご相談ください。